

テーマを見て、「聞いたことはあるけど、よくわからない??」

「まだ先の話でしょ?」、「うちは関係ない!」そう思われた方、必読!

消費税「軽減税率制度」 導入時の課題と対策

～軽減税率導入が2年後に迫ってきた今、何をすべきか!～

平成31年10月より消費税の軽減税率制度が実施されます。同制度は、全ての事業者の方に
関係がある制度であり、今から約2年後に導入されることとなります。

しかし、2年先のことから「聞いたことはあるけど、よくわからない」、「まだ先の話」、「う
ちは関係ない」とお考えの方も多くいらっしゃいます。

少しでもそう思われた方、別紙をご覧ください!

いかがでしょうか?御社には無関係でしたでしょうか。今から理解を深め対策を講じないと、
来年、再来年と対策期間が短くなっていきます。

特に商業、建設業の皆様は必講です。代表者様はもちろんのこと、経理担当者様、1事業所複
数参加もお受け致します。

有意義な時間となること間違いございません。人気講師による先着順でのお申込みとなりますの
で、定員超過の場合はキャンセル待ちとさせていただきます。予めご了承下さい。

講座概要

平成29年

日時 **11月14日(火)**
午後2時～午後4時

会場 **ひのでグリーンプラザ 洋室**

定員 **20名(先着順)**

*定員超過の場合、キャンセル待ちとなります。

費用 **無料(※テキスト代等込)**

講師 **税理士**

もりとみ てつお
守富 哲夫氏

主催 **日の出町商工会**

講師紹介



税理士
もりとみ てつお
守富 哲夫氏

※本講座は先着受付となっております。参加を希望される
方はお早めに申してください。
※筆記用具、計算機をご持参ください。
※なお、服装は私服で構いません。ラクな格好でお越し
ください。

東京国税局調査部統括官、鳴門税務署長、東京国税不服審
判所審判官、相模原税務署長を経て、現在、青梅市内で税理
士事務所を開業。企業や個人事業者の決算、申告業務の
外、青梅法人会等で講演会講師、西多摩地域等の各小学
校・中学校・高校の租税教室講師を務めている。

裏面の申込書により
申し込みください

日の出町商工会

〒190-0182 西多摩郡日の出町平井 3231-1 担当:松元

TEL. 042-597-0270

FAX. 042-597-4424

「軽減税率制度」導入時の課題と対策

～軽減税率導入が2年後に迫ってきた今、何をすべきか！～

1 軽減税率制度の導入

平成31年10月1日から軽減税率制度が導入されるが、軽減税率制度の仕組みを理解して今から対応を考えておく必要がある。

2 軽減税率制度は軽減税率とインボイスの2本柱

軽減税率制度は「軽減税率」と「インボイス」の「2本の柱」から成り立っている。軽減税率制度は10%と8%の複数税率を規定する法律であると誤解していないか？インボイス制度は曲者である。中小企業はインボイス制度対策が必要である。

3 そもそも軽減税率は何に適用されるのか。

「飲食料品」とは具体的に何を指すのか？

食品売り場で扱う「一体資産」とは何のことか？

コンビニのイートインで飲食をしたら適用税率は「8%」か？

飲食売り場のレジ担当は正確な日本語が話せなくても大丈夫か？

建築業者は軽減税率と無縁か？ 工事現場の自販機商品の仕訳は？

「缶ビールの詰め合わせ」と「蟹缶の詰め合わせ」をお中元で贈った場合の仕訳は？
軽減税率制度導入時の「駆け込み需要」と「契約書記載事項」の落とし穴。

4 インボイス制度とは何か。

課税仕入にできる必要条件是「適格請求書」である。

「適格請求書」の発行事業者になるにはどうしたらよいか？

「登録番号」とは何か？

「適格請求書」の要件は何か？

「区分記載請求書保存方式」と「適格請求書保存方式」、どこが違うのか？

5 免税事業者と課税仕入の問題

免税事業者を取引から除外するのか？

「下請け業者の課題」と「元受け業者の責任」

免税事業者の取るべき道は何か？

6 今、何をすべきか。

残り2年間で準備すべきことを整理・検討する必要がある。

日の出町商工会 行
FAX : 042-597-4424

11月14日(火)開催

消費税「軽減税率制度」
導入時の課題と対策 講習会

参加申込書

事業所名	
参加者名	
所在地	〒
電話 (日中繋がる)	
<u>FAX</u> (必須)	

- ※1 受け付け確認のご連絡をさせていただきますので、FAX番号のご記入をお願いします。
※2 ご記載の情報は、本事業以外には使用いたしません。

事務局受付欄

事務局受付欄